



かながわ
消費生活

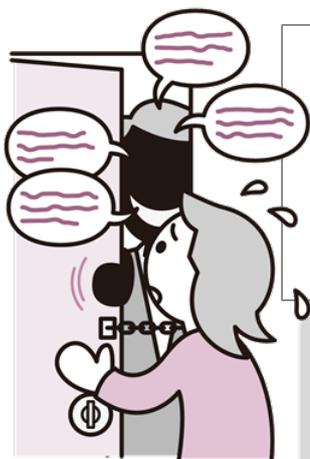
注意・警戒情報

住宅の点検を装った



危険!

強盗の下見 に注意!



突然、業者を装って屋根や水道などの「無料点検」をすると言って、住宅に上がり込み、家の様子や家族の状況などを下見した者が、後日、強盗事件を起こす可能性があります。

屋根や水道などの点検と称して、突然、住宅を訪問する場合、犯行の下見をしているおそれがありますので、ご注意ください。

手口
の特徴

- 事前の連絡なく、突然訪問してくる
- 「無料点検」と説明してくる
- 工事しないとすぐに屋根が崩れるなど、必要以上に不安をあおる

トラブル防止のポイント

- ☑ 突然訪問してきた業者には、インターホン越しに対応するなど、対面での対応はせず、安易に自宅に上げて点検をさせない。
- ☑ 対応するときは、社員証を確認したり、名刺をもらうなどして身分確認を行う。
- ☑ 点検時に修理を勧められても、その場では契約せず、家族や友人などに相談し、信頼できる業者であるか確認する。
- ☑ 金品の保管状況や家族構成などを安易に教えない。



断っても立ち去らない場合や不審な点があれば、110番に通報してください。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を!

局番なし
い や や
188 番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課(045-312-1121)へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



◆悪質な訪問販売に注意！～注意喚起シールやチラシを配布中～

悪質な事業者は、「無料点検します」などと言って高齢者宅などを訪問し、「早く工事をしないと危ないですよ！」などと不安をあおることを言ったり、断っても強引に勧誘を続けたりして、不要な契約を迫ってきます。

県では、悪質な訪問販売からご自身や家族を守るため、玄関の内側や屋内のインターホンのそばに貼れる**注意喚起シール**や啓発用の**チラシ**を配布しています。

ご希望の方は、お問い合わせください！

【問合せ先】

神奈川県消費生活課指導グループ：045-312-1121(代表)

※県ホームページから、シールやチラシのデータをダウンロードできます。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/sengen/contents2.html>



<注意喚起シール>

◆「悪質商法目安箱」を設置しています！

県では、事業者からの**不当な勧誘**や**広告表示**に関する情報を受け付けています。

不審な勧誘や広告表示があれば、県ホームページの「**悪質商法目安箱**」に情報をご提供ください。

神奈川県 悪質商法目安箱

検索



洗濯用パック型液体洗剤による事故に注意！



<パック型洗剤とは>

- 濃縮液体洗剤を、水に溶けやすいフィルムで包んだ商品で、洗濯槽に直接入れて使用する。



<事例1> 子どもが、パック型洗剤をさわっていたところ、フィルムが破れ、中身が目に入った。

<事例2> 高齢者が、食べ物と誤認してパック型洗剤を食べてしまい、病院に搬送された。

<アドバイス>

- パック型洗剤は、子どもや、不用意に触るおそれのある方の手が届かないところに保管する。
- パック型洗剤を使用したあとは、必ずふたをしっかき閉める。
- パック型洗剤をぬらさないようにする。
- 誤って飲み込んだときや、目に入り洗い流しても異常を感じる時は、商品の成分が分かるパッケージ等を持って医療機関を受診する。



困ったときは、一人で悩まず
 地元市町村の消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
 くらし安全全部消費生活課
 相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)